

NPO法人NEXTEP慶弔見舞金規程

第1条（目的）

この規程は、社員およびその家族に慶弔のあったときの慶弔金および見舞金の支給について定めたものである。

第2条（支給事項の範囲）

慶弔金および見舞金を支給する場合は以下の各号のとおりとする。

1. 本人の結婚（結婚祝金）
2. 本人または配偶者の出産（出産祝金）
3. 本人の死亡（弔慰金）
4. 家族の死亡（弔慰金）
5. 本人の住居が被災したとき（被災見舞金）
6. その他必要と認められたとき

第3条（届出義務）

社員またはその関係者がこの規程により慶弔金または見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を添付または掲示し、上司に届け出ることを要する。

第4条（受給資格）

この規程の適用は、満6ヶ月以上在籍する正社員に限るものとし、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトには適用しない。

第5条（結婚祝金）

社員が結婚したときは以下の各号の基準に基づき、結婚祝金を支給する。

- ①勤続3年未満の者 20,000円
- ②勤続3年以上の者 30,000円

第6条（出産祝金）

社員またはその配偶者が出産したときは、祝金として10,000円を支給する。

第7条（弔慰金）

①社員が死亡したときは、次の区分により、遺族に対して死亡弔慰金を支給する。

期間	世帯主	非世帯主
勤続5年未満	100,000円	50,000円
勤続5年以上	200,000円	100,000円

②葬儀の際には、法人名および理事長名の花輪または生花を供し、弔電を打つものとする。

第8条（家族の死亡）

①社員の配偶者や扶養する子、父母などが死亡したときは、次の区分により家族弔慰金を支給する。

区分	勤続3年未満	勤続3年以上
配偶者	25,000円	50,000円
子	15,000円	30,000円
父母	15,000円	30,000円
義父母	5,000円	10,000円

②葬儀に際しては、法人名および理事長名の花輪または生花を供する。

③同一の支給事由について2人以上の有資格者社員がいるときは、年長者または喪主に対して支給する。

第9条（被災見舞金）

社員の住居が被災した場合、次の区分により見舞金を支給する。

区分		全焼、全壊 全流失	半焼、半壊 半流失	床上浸水等 状況に応じて
世帯主で扶養家族 のある者	自己所有	50,000円	30,000円	20,000円
	借家等	20,000円	10,000円	5,000円
	間借等	10,000円	4,000円	2,000円
世帯主でない者 および独身者	自己所有	20,000円	10,000円	5,000円
	借家等	10,000円	6,000円	3,000円
	間借等	5,000円	4,000円	2,000円

第10条（その他の慶弔見舞金）

前各条に定めのないものでも、状況により法人が支給の必要のあると認めた場合には、慶弔見舞金を支給することがある

第11条（重複支給の禁止）

同一世帯の2名以上の社員が勤務している場合、慶弔見舞金支給にかかる事由が発生しても、原則として重複して支給はしない。

付 則

この規程は 平成 26年 4月 1日より施行する。